

静岡県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月28日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第38号

静岡県議会委員会条例の一部を改正する条例

静岡県議会委員会条例（昭和31年静岡県条例第25号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
<b>第2条</b> 常任委員会の名称、委員定数及び所管は、次のとおりとする。			<b>第2条</b> 常任委員会の名称、委員定数及び所管は、次のとおりとする。		
名称	委員定数	所管	名称	委員定数	所管
総務委員会	(略)	経営管理部、出納局、選挙管理委員会、人事委員会及び監査委員の所管に属する事項並びに他の委員会の所管に属しない事項	総務委員会	(略)	<u>知事直轄組織、</u> 経営管理部、出納局、選挙管理委員会、人事委員会及び監査委員の所管に属する事項並びに他の委員会の所管に属しない事項
<u>企画文化観光委員会</u>	10人	<u>知事直轄組織及び文化・観光部の所管に属する事項</u>			
危機管理くらし環境委員会	(略)		危機管理くらし環境委員会	(略)	
			<u>文化観光委員会</u>	10人	<u>文化・観光部の所管に属する事項</u>
(略)			(略)		

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- この条例の施行の際現に企画文化観光委員会の委員である者は、この条例の施行の日（以下「施行日」

という。)に、改正後の静岡県議会委員会条例（以下「新条例」という。）に基づく文化観光委員会の委員に選任されたものとみなす。この場合において、その選任されたものとみなされる委員の任期は、新条例第2条の2第2項の規定にかかわらず、施行日における企画文化観光委員会の委員としての残任期間と同一期間とする。

- 3 この条例の施行の際現に企画文化観光委員会の委員長又は副委員長である者は、それぞれ、施行日に、新条例に基づく文化観光委員会の委員長又は副委員長に指名されたものとみなす。
- 4 この条例の施行の際現に改正前の静岡県議会委員会条例に基づく企画文化観光委員会において継続して審査し、又は調査している事件は、新条例に基づく常任委員会で当該事件を所管することとなるものにそれぞれ付議されたものとみなす。